

台風被害住宅の支援



令和元年台風15号からの一連の災害により、被災した住宅に対する支援が受けられます。

被災住宅修繕 緊急支援事業

住宅の修繕にかかる費用の一部が補助されます。

対象要件／●令和元年台風15号からの一連の災害によるり災証明書がある ●被災住宅に現に居住している ●自らの資力で修繕工事することが困難である
対象工事／被災した住宅の屋根や外壁など、日常生活に必要不可欠な部分の工事(20万円以上) ※すでに工事が完了しているものも対象。

補助金額／対象工事の合計金額の20%以内で50万円まで

※判定基準や支援金額の詳細については、窓口で確認してください。

復興住宅資金の 利子補給制度

住宅復興のために金融機関などから資金を借り入れた場合、金利の一部が補助されます。

対象要件／●令和元年台風15号からの一連の災害によるり災証明書がある ●被災住宅の補修を行う人、または被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う人 ●令和元年9月9日から令和2年12月31日までに、融資の実行を受けた人

対象融資額／金融機関の被災者向け住宅資金融資などで、10万円以上500万円以下

利子補給率／年2% (融資金利が2%未満の場合はその金利)

利子補給期間／5年間

申し込み・問い合わせ先

都市整備課建築住宅班

☎62-58995

引き続き環境基準を達成

ダイオキシン類調査の測定結果

市では毎年、環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため、大気や水質、土壌の調査を実施しています。令和元年度の調査結果を公表します。

令和元年度の測定結果

大気の調査は旭市浄化センターと海上公民館でそれぞれ年2回、水質の調査は新川(干潟大橋)で年1回、土壌の調査は中央児童公園で年1回行いました(別表)。その結果、令和元年度も引き続きすべての調査で基準値を下回りました。

令和2年度の調査

令和2年度も前年と同じ地点で調査を行うほか、千葉県による水質調査も行われます。

【別表】令和元年度 ダイオキシン類環境調査測定結果

調査項目	調査地点	調査日時	調査結果	年平均値	基準値	単位
大気	旭市浄化センター	令和元年7月10日～7月17日	0.011	0.0245	0.6以下	pg-TEQ / m ³
		令和2年1月8日～1月15日	0.038			
	海上公民館	令和元年7月10日～7月17日	0.0076	0.0128		
		令和2年1月8日～1月15日	0.018			
水質	新川(干潟大橋)	令和元年7月9日	0.46		1以下	pg-TEQ / L
土壌	中央児童公園	令和2年1月7日	1.2		1,000以下	pg-TEQ / g

※pg-TEQ：1兆分の1gの毒性等量を表す単位

問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)